

●香川県告示第90号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成22年3月12日

香川県知事 真鍋武紀

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症のうち、ひな白痢の発生予防のため

2 実施する区域

香川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏、種鶏候補鶏及び同一施設内で飼育している鶏

4 実施の期日

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

5 検査の方法

急速凝集反応法による検査及び臨床検査を実施する。